



平成 18 年 5 月 24 日

各 位

会社名 株式会社CRCソリューションズ
代表者名 代表取締役 杉山 尋美
社長執行役員
(コード番号 9660 東証第1部)
問合せ先 広報室長 馬島 助之
(TEL 03-5634-5684)

内部統制システムの整備に関する基本方針のお知らせ

当社は、平成18年5月24日開催の取締役会において、内部統制システムの整備に関する基本方針について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

会社法第362条第4項第6号の定めに従い、当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、ならびに当社の業務の適正を確保するために必要な体制を、以下のとおり整備する。なお、この内部統制システムについては、不断の見直しによって継続的に改善を図り、より適正かつ効率的な体制の構築に努めるものとする。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 (会社法362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号)

(1) コーポレート・ガバナンス

取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規則、「企業理念」及び「企業行動規準」に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。

取締役は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び「職務権限規程」その他の社内規程に従い、当社の業務を執行する。

取締役会の意思決定と監督機能の強化を図るため執行役員制度を採用する。

執行役員は、重要な使用人として取締役会の決議をもって任命するものとし、取締役会の決定に従い、定められた範囲内で職務の執行にあたる。

代表取締役は、3か月に1回、または必要の都度、取締役会において業務執行の状況を取締役に報告する。

監査役は、法令が定める権限を行使するとともに、監査室及び会計監査人と連携して、「監査役会規則」及び「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性について監査を実施する。

(2) コンプライアンス

取締役及び使用人は「企業理念」及び「企業行動規準」に則り行動するものとする。

コンプライアンス委員会及びチーフコンプライアンスオフィサー(CCO)を設置

するとともに、「コンプライアンス規程」を制定し、各部署のコンプライアンス責任者の任命、コンプライアンス教育・研修の実施、内部情報提供制度の整備等、コンプライアンス体制の充実に努める。

(3) 財務報告の適正性確保のための体制整備

「経理規程」、「原価計算規程」その他社内規程を整備し、会計基準その他関連する諸法令を遵守し財務報告の適正性を確保するための体制の充実に努める。

(4) 内部監査

社長直轄の監査室を設置する。監査室は、「内部監査規程」に基づき業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務の執行の手續及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施し、社長及び監査役に対し、その結果を報告する。また、監査室は、内部監査により判明した指摘・提言事項の改善履行状況についても、フォローアップ監査を実施する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(会社法施行規則第100条第1項第1号)

(1) 情報の保存・管理

取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか職務執行に係る重要な情報が記載された文書(電磁的記録を含む。以下同じ)を、関連資料とともに、「文書等情報管理規程」その他の社内規程の定めるところに従い、適切に保存し、管理する。

(2) 情報の閲覧

取締役及び監査役は、いつでも、前項の情報を閲覧することができる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則第100条第1項第2号)

リスク管理が経営の重要課題であることを認識し、市場リスク、信用リスク、カントリーリスク、投資リスク、CSR・コンプライアンスリスク、情報セキュリティリスク、その他様々なリスクに対処するため、コンプライアンス委員会等各種の社内委員会や責任部署を設置するとともに、各種管理規則、取組基準、投資基準、リスク限度額・取引限度額の設定や報告・監視体制の整備等、必要なリスク管理体制及び管理手法を整備し、全社のリスクを総括的かつ個別的に管理する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第3号)

(1) 経営会議及び各種社内委員会

職務執行の決定を適切かつ機動的に行なうため、社長を補佐する機関として経営会議を設置し、全般的経営方針・経営計画その他職務執行に関する重要事項を協議する。さらに、各種の社内委員会を設置し、各々の担当分野における経営課題について慎重な協議を行い、社長及び取締役会の意思決定に資するものとする。

(2) 職務権限・責任の明確化

適正かつ効率的な職務の執行を確保するため、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等、各種社内規程を整備し、各役職者の権限及び責任の明確化を図る。

5. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第5号)

(1) 親会社との関係

事業運営に際しては、自主性・自律性を維持強化しつつ、情報産業分野において、相互に有する強みを活かして、企業価値の向上および収益の拡大を図る。但し、親会社との取引は、資本関係のない会社と通常取引する場合と同様の条件にて実施するものとする。

(2) 子会社管理体制

子会社を統括するため、子会社毎に主管部署を定め、当該主管部署が「関係会社管理規程」その他の社内規程に従い、子会社の経営管理及び経営指導にあたるとともに、各子会社には原則として取締役及び監査役を派遣して業務の適正を確保する。

(3) コンプライアンス

コンプライアンス規程の制定、コンプライアンス責任者の設置、内部情報提供制度の整備、等コンプライアンス体制の整備につき子会社を指導するとともに、子会社に対するコンプライアンス教育・研修を実施し、グループ全体でのコンプライアンスの徹底に努める。

(4) 内部監査

子会社の業務活動全般についても監査室による内部監査の対象とする。また、監査室は、CRCグループとしての内部監査体制の構築を推進するとともに、グループ内各社の監査役及び内部監査組織との密接な連携を保ち、グループとしての監査の質的向上に努める。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項 (会社法施行規則第100条第3項第1号、第2号)

(1) 監査役の職務を補助する専任の使用人の設置

監査役が必要であると認めたときは、監査役の職務を補助する専任の使用人を置くものとする。

(2) 監査役の職務を補助する使用人に対する指揮命令権限及び人事権

監査役の職務を補助する使用人に対する指揮命令権限は監査役会に専属するものとし、取締役、使用人は監査役の職務を補助する使用人に対し指揮命令権限を有しない。ま

た、監査役職務を補助する使用人の人事考課は、監査役会で定めた監査役が行うものとし、その人事異動及び懲戒処分については、事前に監査役会の同意を必要とする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制（会社法施行規則第100条第3項第3号）

(1) 重要会議への出席

監査役は、監査役会が定める監査計画及び職務の分担に従い、取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。

(2) 取締役の報告義務

取締役その他役職者は、定期的に、自己の職務執行の状況を監査役に報告する。取締役は、監査役に対して、法令が定める事項のほか、次に掲げる事項をその都度直ちに報告する。

- 財務及び事業に重大な影響を及ぼすおそれのある決定等の内容
- 業績及び業績見通しの発表の内容
- 内部監査の内容と結果、及び指摘事項の対策
- 内部情報提供制度に基づく情報提供の状況
- 行政処分の内容
- 前各号に掲げるもののほか、監査役が求める事項

(3) 使用人による報告

使用人は、監査役に対して、次に掲げる事項を直接報告することができる。

当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実
重大な法令または定款違反事実

8. その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第4号）

(1) 監査室の監査役との連携

監査室は、監査役との間で、各事業年度における内部監査計画を協議するとともに、定期的に会合を持ち、内部監査結果及び指摘・提言事項等について協議及び意見交換をするなど、密接な情報交換及び連携を図る。

(2) 外部専門家の起用

監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部専門家を独自に起用することができる。

以上